

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第1区分
 【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2019-137565(P2019-137565A)
 【公開日】令和1年8月22日(2019.8.22)
 【年通号数】公開・登録公報2019-034
 【出願番号】特願2018-19923(P2018-19923)
 【国際特許分類】

C 0 4 B 35/443 (2006.01)

C 0 4 B 35/66 (2006.01)

F 2 7 D 1/00 (2006.01)

C 2 1 C 7/00 (2006.01)

【F I】

C 0 4 B 35/443

C 0 4 B 35/66

F 2 7 D 1/00 N

C 2 1 C 7/00 Q

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月31日(2020.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、本発明の減圧を伴う二次精錬設備の内張りライニング構造は、二次精錬設備の少なくともスラグライン部および湯面近傍に、上記減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物を配設してなることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スピネル原料88～99.5質量%、カーボン原料0.5～1.2質量%を含有するスピネル-カーボン質煉瓦から構成される減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物において、カーボン原料の一部あるいは全部に比表面積が5～200m²/gの範囲内にある1種または2種以上の黒鉛質原料を使用することを特徴とする減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物。

【請求項2】

黒鉛質原料が、膨張化黒鉛である、請求項1記載の減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物。

【請求項3】

黒鉛質原料が、グラフェンである、請求項1記載の減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物。

【請求項4】

金属類、合金類および非金属類からなる群から選択される1種または2種以上の添加物

を合計量でスピネル原料とカーボン原料の合計量に対して外掛けで5質量%以下の量で含有する、請求項1ないし3のいずれか1項記載の減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物。

【請求項5】

減圧を伴う二次精錬設備の内張りライニング構造において、二次精錬設備の少なくともスラグライン部および湯面近傍に、請求項1ないし4のいずれか1項記載の減圧を伴う二次精錬設備用内張り耐火物を配設してなることを特徴とする減圧を伴う二次精錬設備の内張りライニング構造。